

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「、循環器内科」を削り、「呼吸器内科」の下に「、リウマチ科」を加え、「、脳神経内科」及び「、心臓血管・呼吸器外科」を削り、「整形外科」の下に「、形成外科」を加え、「、脳神経外科」を削り、

「脳心臓血管センター」

- 循環器内科
- 脳神経内科
- 心臓血管・呼吸器外科
- 脳神経外科

「救命救急センター」

救命救急センター

に、

「地域連携センター」

- 地域連携・社会相談室
- 総合相談・がん相談室
- 緩和ケアセンター
- 緩和ケア科
- 緩和ケア支援室

「緩和ケア支援センター」

- 緩和ケア科
- 緩和ケア支援室
- 地域連携センター
- 地域連携・社会相談室
- 総合相談・がん相談室

に改める。

第八条県立広島病院の項中

「脳心臓血管センター」

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入退院の決定に関すること。
- 三 脳・心臓・血管医療に関すること。

「救命救急センター」

を

救命救急センター

に、

「地域連携センター」

- 一 健康相談等に関すること。
- 二 医療社会事業に関すること。
- 三 その他予防衛生医療等に関すること。

「緩和ケア支援センター」

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入退院の決定に関すること。
- 三 緩和ケアに関すること。

緩和ケア支援センター

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入退院の決定に関すること。
- 三 緩和ケアに関すること。

を

地域連携センター

- 一 健康相談等に関すること。
- 二 医療社会事業に関すること。
- 三 その他予防衛生医療等に関すること。

に改める。

別表第二号の表センター長の項備考の欄を次のように改める。

非常勤の職とすることができるとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。